

租税回避を行う多国籍企業対策への国際的連携の推進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年五月二十七日

参議院議長 山崎正昭 殿

藤末健三



租税回避を行う多国籍企業対策への国際的連携の推進に関する質問主意書

伊勢志摩サミットにおいては、タックスヘイブンなどを利用した税源浸食と利益移転「B E P S (Base Erosion and Profit Shifting)」対策が議論されている。また、五月二十四日には、タックスヘイブンを利用して法人税や付加価値税を不適に免れていた疑いがあるとして、フランス検査当局がグーグルのパリ支社を家宅捜査したと報道された。このような状況の中、以下の点について質問する。

1 OECDは1013年七月、「税源浸食と利益移転に係る行動計画 (Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting)」(以下「行動計画」と云ふ。)を公表した。行動計画では十五項目のアクションプランが示され、現在、関係諸国において対応が進められている。今般の「パナマ文書」という新たな問題の発生等を受け、日本政府は租税回避への対応方針を見直すつもりがあるのか見解を示されたい。

11 我が国においても、多国籍企業による所得の創出活動の行われる法的管轄と納税の行われる法的管轄との不整合を生じさせている事態について、B E P Sプロジェクトの趣旨を踏まえた対策を講じているが、十分であるとは言い難い。パナマ文書問題への対策も含め、現行の国際課税原則に更なる変更を加えることも視野に入れた検討を進めるべきと考えるが政府の見解を示されたい。

三　グーグルを巡つてはフランス当局が捜査を行つてゐるほか、イギリスにおいても本年一月、過去の納税が不十分だとして、グーグルが一億三千万ポンド（約二百十億円）の追加納税に合意したとの報道がある。我が国においても、こうした他国の追徴課税や捜査活動と連携し情報交換を行うなど、租税回避を行う多国籍企業への対策を積極的に講じていくべきと考えるが政府の見解を示されたい。

右質問する。